厚生委員会資料

令和4年2月24日

品川区保健所保健予防課

**新型コロナウイルス感染症に係る保健所・保健センターの対応について**

**１．保健所**

(1) 新型コロナ受診相談（帰国者・接触者電話相談センター）

① 相談受付件数

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 2020/2/7～2022/2/6 | 2/7 (月) | 2/8 (火) | 2/9(水) | 2/10(木) | 2/11(金・祝) | 2/12(土) | 2/13(日) | 累計 |
| 品川区電話相談窓口 | 23,888 | 52 | 55 | 36 | 62 |  |  |  | 24,093 |
| 東京都発熱相談センター※1) | 710,554※10/30～ | 6,283 | 5,892 | 6,019 | 6,032 | 7,677 | 7,352 | 7,118 | 756,927 |
| 東京都COCOA専用ダイヤル※2) | 19,582※10/30～ | 405 | 259 | 307 | 264 | 183 | 180 | 290 | 21,470 |

※1)「東京都発熱相談センター」（令和2年10月30日開設、24時間、土日祝日を含む毎日）

発熱等の症状を呈した方で、かかりつけ医がいなくて受診先に困っている場合等の相談に対応。

※2)「東京都COCOA専用ダイヤル」（令和2年10月30日開始）

接触確認アプリ｢COCOA｣により、濃厚接触の可能性がある旨通知があった方からの相談に対応。

　　② 品川区電話相談窓口の主な相談内容

有症状や患者との接触に関連した受診や検査に関する相談が多くを占めている。

(2) 患者対応

区内患者数　 27,787人（令和4年2月13日現在）

感染急拡大に伴う診断方法の変更（1/28都通知）に基づき、上記区内患者数には、下記の診断方法に基づく患者が含まれている。

▶ 抗原定性検査キット等で自主検査した場合、医師の判断で受診時に再度の検査を行うことなく、本人が提示する自主検査結果を持って確定診断して良い。

▶ 診療の際、電話診療、オンライン診療等の遠隔診療を活用することが可能。

▶ 同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合、医師の判断により検査を行わなくても、臨床症状で診断を行うことが可能。

1. 入院・宿泊療養調整（都で一元的に実施）、移送、移送手配、積極的疫学調査
2. 自宅療養者への健康観察、食料やパルスオキシメーターの配送等

体調悪化時のオンライン診療や往診の調整、入院調整

　2月1日より、第6波の急激な感染拡大に伴う、自宅療養者の急増に対応する　ため、全ての患者に保健所からSMSや架電等で連絡するとともに、軽症で50歳以上または基礎疾患のある方は、都の自宅療養者フォローアップセンターが、　　また、50歳未満で基礎疾患の無い方は、都の自宅療養サポートセンター（うちさぽ東京）が役割分担しつつ自宅療養者の療養を支援している。

保健所が直接健康観察する対象は、診断した医師等により健康観察されている患者以外で、入院待機者や有症状者となっている。

1. 医療費の公費助成

(3) まん延防止対応

1. 患者の積極的疫学調査：感染源及び濃厚接触者の特定
2. 自宅待機期間中の濃厚接触者への定期的な健康観察
3. 陽性者が判明した施設における濃厚接触者への出張PCR検査の実施
4. 他自治体との連携による調査、対応
5. 検疫所からの依頼による海外からの帰国者への健康監視等

 (4) 品川区PCR検査センター（令和2年5月12日開設：医師会委託）

　　自院でPCR検査等を実施していない「かかりつけ医」が患者のPCR検査が必要と　　　判断した場合、区PCR検査センターを紹介し、センターでPCR検査を実施する。

令和3年10月15日以降、検査対象者の減少、及び、区内検査実施医療機関の増加に伴い、区役所庁舎に設けた検査会場は休止としていたが、感染急拡大に対応するため、令和4年2月1日より区役所庁舎における検査を再開した。なお、必要に応じクラスター発生施設等への出張検査に対応可能な体制も継続している。

 (5) オミクロン株の流行状況に応じた患者の療養期間及び濃厚接触者の自宅待機期間の変更について

1. 無症状患者の療養期間の短縮（1月28日国通知）

これまで症状の有無に関わらず、発症（無症状患者の場合は検査した日）から10日かつ症状消失後72時間が、療養期間と定められていたが、無症状患者の場合に限り療養期間が短縮された。

* + - 検体採取日から7日間（8日目）で療養解除が可能。ただし、10日間を経過するまでは、検温やマスク着用等を求める。
1. 濃厚接触者の自宅待機期間の短縮（1月14日､1月28日､2月2日国通知）

　　　 最終接触日を0日として14日間だった自宅待機期間が順次短縮された。

・1/14通知：10日間に短縮

・1/28通知： 7日間に短縮（10日間を経過するまでは、検温やマスク着用等を求める）

・2/ 2通知：陽性者の発症日（無症状者の場合は検査日）または感染対策を講じた日のどちらか遅い方を0日として7日間に短縮

1. 濃厚接触者のうち社会機能維持者の特例（1月14日、1月28日国通知）

　　　 最終接触日を0日として、下記の検査で陰性だったら復帰可能

　　　　・1/14通知：6日目のPCR検査で陰性、6日目と7日目の抗原定性検査で陰性

　　　　・1/28通知：5日目の　　 　〃 　　、4日目と5日目の　　　　 〃

**２．保健センターの対応状況**

(1) 乳幼児健診・母子保健事業等

感染予防対策を講じ対象人数を減らす等、実施方法を変更して実施中。

両親学級は感染予防のため父親学級として実施。幼児期中心の集団で行う教室などの事業は一部休止。なお、乳児健診については、区内の医療機関でも受診が可能。

 (2) 精神保健のデイケア等事業および難病療養支援教室等

感染予防対策を講じ実施方法を変更して実施中。

1. その他

新型コロナウイルス感染症への不安等に対する電話相談や来所者への個別対応